

令和 6 年度

公益財団法人 姉水会奨学財団

奨学生募集要項

公益財団法人 姉水会奨学財団

目 次

I．姉水会奨学財団奨学金について

II．姉水会奨学財団奨学金の概要

- 1．奨学金の種類及び金額
- 2．募集期間
- 3．応募資格
- 4．応募手続及び推薦の要件
- 5．奨学金の維持と広報活動への協力
- 6．奨学金の給付の停止
- 7．奨学金の給付打切
- 8．奨学金の返納

I. 姉水会奨学財団奨学金について

大正 9 年（1920 年）に旧制滋賀県立虎姫中学校として開校以来、母校である虎姫高等学校は、『質実剛健』の校風のもと、地域の俊英が集う進学校として発展してまいりました。

その校風は、現在でも母校のあらゆる教育活動に脈々と受け継がれています。さらに校歌にあります『独立自尊』『方円自在』の考え方は、母校教育の大切な柱となっており、今までもこれからも、自主・自立の精神と柔軟な思考力及び心を持った人材育成のための指針となっています。

近年では文部科学省から SSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定校に認定され、平成 31 年には西日本の公立校として初めて「国際バカロレア（IB）」認定校に指定され、これからの時代を担う国際的視野を持った有為な人材の育成に努めていくものと確信しております。

創立 100 周年に当たり、姉水会を中心として組織した「創立百周年記念事業実行委員会」では従来型のハード整備事業ではなく、次世代を担う現在とこれからの虎姫高校生（IB 生を含む）の海外留学や学びの深化（高等学校での修学や大学等への進学）のため、給付型奨学金事業を主たる目的とする「公益財団法人 姉水会奨学財団」を設立いたしました。

我らが母校「虎高」の生徒が地域、日本各地、また世界で活躍することを期待し、本奨学金が活用されることを願っております。

姉水会奨学財団理事長 大塚 敬一郎

Ⅱ. 姉水会奨学財団奨学金の概要

1. 奨学金の種類及び金額

(1) 奨学金給付

ア 国際バカロレア奨学金 : 最大 20 名、1 人当たり 20 万円以内

(※ 前年以前に受給している者はその金額を加算して 20 万円以内)

・対象学年 : 2 年生及び 3 年生 ・受給可能回数 : 年度毎に 1 回

虎姫高校の在学中で国際バカロレア・ディプロマプログラムを履修する者に対して、資格取得試験の受験料や海外留学費用の一部を給付

イ 修学奨学金 : 最大 5 名、1 人当たり 20 万円以内

・対象学年 : 1 年生から 3 年生 ・受給可能回数 : 年度毎に 1 回

虎姫高校の在学中で向学心を有しながらも経済的理由により十分な教育環境を確立できないと推認されるものに対して学費、教材費、大学受験費用など修学資金の一部を給付

注) 修学奨学金の助成対象となる費用の例

・教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費、修学旅行費、大学受験料など高校生活において必要不可欠と考えられる費用

※理事長が定める時期に、奨学生に限度額以内の実費相当額を給付する。

※2 種類の奨学金を重複して応募し両方とも条件を満たす場合でも、重複しての支給はしない。

2. 募集期間

ア 国際バカロレア奨学金 令和 6 年 6 月 1 7 日(月)から令和 6 年 7 月 5 日(金)まで

イ 修学奨学金 令和 6 年 6 月 1 7 日(月)から令和 6 年 7 月 5 日(金)まで

3. 応募資格

ア 国際バカロレア奨学金

- (1) 虎姫高校の在校生。
- (2) 学業成績および人物ともに優良と認められる者。
- (3) その他上記に準ずる者として、理事長が認めた者。

イ 修学奨学金

- (1) 虎姫高校の在校生。
- (2) 学業成績および人物ともに優良と認められる者。
- (3) 本人の属する世帯の前年の「合計所得金額」が「所得基準額」以下であること（別紙「世帯の所得基準について」を参照）。
- (4) その他上記に準ずる者として、理事長が認めた者。

4. 応募手続及び推薦の要件

奨学金に応募する者は、学校長を推薦者として推薦書並びに奨学生の判定に必要な書類を添付して、学校を通じて当財団に提出しなければならない。推薦者は下記の点を確認し、推薦書を提出する。

ア 国際バカロレア奨学金

(1) 成績について

国際バカロレア奨学金の申請者は、奨学金応募時までの学習成績(5段階評価)の全教科平均（評定平均値）が 3.0 以上であること。

(2) 人物について

学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐え得ると認められる者で、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者。

※評価の留意点

- ア 学習意欲のあるものであること
- イ 留年や仮進級していない又その恐れのないこと
- ウ 停学等処分を受けていないこと
- エ 性向不良等、学校内の規律を乱す行為を行っていないこと

※人物については、推薦者(または推薦者から委任を受けたもの)が必ず面談を行って評価する。

(3) 海外留学の計画等について

海外留学の計画または実績報告および資格試験受験の意思があること

イ 修学奨学金

(1) 成績について

修学奨学金の申請者は、奨学金応募時までの学習成績(5段階評価)の全教科平均(評定平均値)が3.0以上であること。

(2) 人物について

学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐え得ると認められる者で、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者。

※評価の留意点

ア 学習意欲のあるものであること

イ 留年や仮進級していない又その恐れのないこと

ウ 停学等処分を受けていないこと

エ 性向不良等、学校内の規律を乱す行為を行っていないこと

※人物については、推薦者(または推薦者から委任を受けたもの)が必ず面談を行って評価する。

(3) 世帯収入について

同一世帯における生計維持者の前年分の所得証明書又は源泉徴収票又は確定申告書第1表(無い場合はこれに準ずるもの)を提出の上、3.応募資格イ(3)に示す基準を満たしているもの。

(※ 証明書は選考後、返却します。)

5. 奨学金の維持と広報活動への協力

(1) 奨学生には奨学金の返還義務はないが、奨学金制度の維持のため、学校を卒業し収入を得るようになったら当財団への寄付に努めるものとする。

(2) 奨学生は当財団の奨学金の有効性を広く知らせるための広報普及活動に積極的に協力するものとする。

6. 奨学金の給付停止

奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事由の発生した日から休学又は停学の処分が解除される日まで奨学金の給付を停止する。

7. 奨学金の給付打切

次の各号の一に該当する事由が生じたときは、奨学金の給付を打ち切るものとする。

- (1) 奨学生が学校を退学、又は死亡したとき
- (2) 奨学生が病気等の理由により修学等が困難と認められたとき
- (3) 偽りの申請、その他の不正な手段によって給付または交付を受けたとき
- (4) 前 3 号のほか、奨学生として適当でないと認める理事会の決議があったとき

8. 奨学金の返納

奨学生が偽りの申請、その他の不正な手段によって給付または交付を受けたときは給付した奨学金の返納を求めることができる。

以 上